

社会福祉法人ほほえみ会
役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほほえみ会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び旅費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、法人の理事・監事及び評議員をいう。

(理事会・評議員会への出席)

第3条 役員等の報酬は無報酬とする。

2 役員等が理事会・評議員会に出席したときは、実費相当分の交通費を支給することができる。

(理事の業務報酬及び旅費)

第4条 理事が、理事長の命を受けて理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する介護、福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、実費相当分の交通費を支給することができる。

(監事の業務報酬及び旅費)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、実費相当分の交通費を支給することができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務や研修受講のため、指宿市外へ出張する場合は、実費相当分の交通費を支給することができる。

附則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年2月23日から施行する。